

令和6年 4月10日

神埼市内中学校 保護者 様

神 埼 市 教 育 委 員 会
神 埼 市 中 学 校 長 会
神 埼 市 PTA 連 絡 協 議 会

神埼市における部活動の在り方に関する方針について（通知）

保護者の皆様におかれましては、日ごろから生徒の健全な成長を願い、指導者と一体となつてご尽力いただいていることに、心から感謝します。

さて、生徒の知徳体の調和のとれた成長は、社会全体の望みであります。部活動において、体罰等の問題や家庭学習時間の確保の問題、活動時間の長時間化が取り上げられてきました。

そこで、神埼市としては、平成30年度からの部活動の指導についての方針となる「神埼市運動部活動の在り方に関する方針」を作成しました。部活動指導の在り方や休養日の設定については、下記のとおり示しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1 部活動においては、生徒の個性の尊重と柔軟な運営を心がけること。成果を焦るあまり、体罰や暴言、子どもの人権を傷つけるような指導をすることは厳に慎み、信頼感に満ちた活動の場とすること。
- 2 指導者は、技能の向上のみならず、人間としてのマナー・節度・学校の決まりの遵守など人格の育成も考慮した指導を行うこと。いじめ等人間関係の悪化を来たさないよう配慮すること。
- 3 成長期にある生徒の実態を考慮し、指導者の負担軽減を図るために、必ず休養を念頭に置いた指導計画を立てること。休養日については、次のとおり設定すること。
 - ① 学期中の休養日は、週当たり2日以上とすること
 - 統 一 : 毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
 - 平 日 : 春振中は水曜日を休養日とする。
 - 週休日 : 土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
 - その他 : 大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を平日に振替える。
 - ② 長期休業中等の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、生徒にとって無理のない適切な計画を立て、ある程度の長期休養期間を設ける。また、『学校閉庁日』は、原則部活動を行わないこととする。
 - ③ 平日及び休業日の活動時間については、以下のとおりとする。
 - 平 日 : 2時間程度
 - 週休日 : 3時間程度（学期末の週休含む）
- 4 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- 5 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、部活動の在り方を変更することがある。その際は、変更点などについて連絡する。